

令和5年度 第1回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 次第

日時 令和5年5月30日(火)

午前10時00分から

場所 江南市役所3階

第2委員会室

1 挨拶

2 委嘱状の交付

3 委員長及び副委員長の選任について

4 議事

(1) 尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について

(2) 新ごみ処理施設の概要について

5 その他

《配付資料》

資料1 尾張北部環境組合公害防止準備委員会委員名簿

資料2 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例

資料3 尾張北部環境組合公害防止準備委員会のあらまし

資料4 公害防止協定書

資料5 新ごみ処理施設の概要

## 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	役職等	委員要件
1	眞野 敏	中般若区 区長	条例第3条第2項第1号
2	野呂 隆昌	中般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
3	伊神 武司	草井区 区長	条例第3条第2項第1号
4	伊神 荘二	草井区 副区長	条例第3条第2項第1号
5	白石 政孝	般若区 区長	条例第3条第2項第1号
6	今井 真澄	般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
7	大竹 宏和	小淵区 区長	条例第3条第2項第1号
8	箱山 芳一	小淵区 副区長	条例第3条第2項第1号
9	小室 明正	南山名区 区長	条例第3条第2項第1号
10	小川 和男	南山名区 副区長	条例第3条第2項第1号
11	三品 千晃	山那区 区長	条例第3条第2項第1号
12	倉地 弘美	山那区 副区長	条例第3条第2項第1号
13	林 進	岐阜大学名誉教授	条例第3条第2項第2号
14	中村 達司	犬山市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
15	平野 勝庸	江南市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
16	水野 眞澄	大口町まちづくり部長	条例第3条第2項第3号
17	長谷川 明夫	扶桑町生活安全部長	条例第3条第2項第3号
18	相京 政樹	江南市環境課長	条例第3条第2項第3号

※ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成31年条例第1号）第4条の規定により、委員の任期は1年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。）

## 《事務局》

氏名	所属・役職等
石坂 育己	尾張北部環境組合事務局長
神林 宏之	尾張北部環境組合主幹
神谷 建寛	尾張北部環境組合主査
吉田 卓平	尾張北部環境組合主任
鈴木 敬介	尾張北部環境組合主事

## 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成 31 年条例第 1 号）

（設置）

第 1 条 尾張北部環境組合（以下「組合」という。）が整備するごみ処理施設（以下「施設」という。）について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため、尾張北部環境組合公害防止準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 施設の公害防止基準に関すること。
- (2) その他施設の公害防止に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地元住民代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（組合の責務）

第 7 条 組合は、施設の整備及び運営について、委員会の意見を尊重し公害防止に努めなければならない。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 29 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# 尾張北部環境組合

## 公害防止準備委員会のあらまし

令和5年5月

尾張北部環境組合

## 1 公害防止準備委員会の概要

### (1) 目的

尾張北部環境組合が整備するごみ処理施設について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため (条例第1条)

### (2) 委員会設置根拠

尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例 (平成31年条例第1号)

### (3) 所掌事務

- ・施設の公害防止基準に関すること。
- ・上記のほか施設の公害防止に必要な事項に関すること。 (条例第2条各号)

### (4) 委員会構成メンバー ※ 次頁「2\_委員名簿」参照

要件	委員	人数
地元住民代表者	地元6地区 正副区長	12名
学識経験者	岐阜大学名誉教授 林進氏	1名
関係行政機関の職員	構成市町担当部長 及び 江南市環境課長	5名

### (5) 任期

1年

### (6) 委員報酬

日額 6,000円

(ただし「関係行政機関の職員」については委員報酬を支給しない。)

### (7) その他

供用開始年度からは「(仮称) 公害防止委員会」(当該施設の運営等を監視する組織)へ移行する予定

## 2 委員名簿

### (1) 令和元年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
○ 野呂 浩伸 中般若区 区長 馬場 盛吉 中般若区 副区長 伊神 眞一 草井区 区長 須賀 藤隆 草井区 副区長 石原 博 般若区 区長 中野 太四 般若区 副区長 市川 和正 小淵区 区長 北折 博 小淵区 副区長 小室 欽也 南山名区 区長 黒木 英夫 南山名区 副区長 米田 和司 山那区 区長 大滝 雅男 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 武田 篤司 江南市経済環境部長 宇野 直樹 大口町産業建設部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 阿部 一郎 江南市環境課長

### (2) 令和2年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
馬場 盛吉 中般若区 区長 相京 博和 中般若区 副区長 須賀 藤隆 草井区 区長 諏訪 孝 草井区 副区長 中野 太四 般若区 区長 内藤 春二 般若区 副区長 ○ 北折 博 小淵区 区長 北折 正美 小淵区 副区長 黒木 英夫 南山名区 区長 中村 英治 南山名区 副区長 大滝 雅男 山那区 区長 米田 和司 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 阿部 一郎 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 牛尾 和司 江南市環境課長

(3) 令和3年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
相京 博和 中般若区 区長 相京 定男 中般若区 副区長 ○ 諏訪 孝 草井区 区長 棕野 浩 草井区 副区長 内藤 春二 般若区 区長 石原 明 般若区 副区長 北折 正美 小淵区 区長 高木 幹雄 小淵区 副区長 中村 英治 南山名区 区長 福田 直行 南山名区 副区長 米田 和司 山那区 区長 倉地 弘美 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 牛尾 和司 江南市環境課長

(4) 令和4年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
相京 定男 中般若区 区長 眞野 敏 中般若区 副区長 棕野 浩 草井区 区長 伊神 武司 草井区 副区長 石原 明 般若区 区長 白石 政孝 般若区 副区長 高木 幹雄 小淵区 区長 大竹 宏和 小淵区 副区長 ○ 福田 直行 南山名区 区長 小室 明正 南山名区 副区長 倉地 弘美 山那区 区長 三品 千晃 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	中村 達司 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 村田 武司 扶桑町産業建設部長 相京 政樹 江南市環境課長

### 3 公害防止準備委員会の活動状況等

#### (1) 令和元年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R01.08.20	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・委員会開催スケジュール案と審議事項案 ・自主規制値(案)について
第2回	R01.10.03	江南市役所3階 第2委員会室	・自主規制値(案)について
第3回	R01.12.23	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・自主規制値について
第4回	R02.02.20	江南市立学習等共用施設 草井会館	・公害防止協定及び自主規制値について等
第5回	R02.03.08	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・公害防止協定及び自主規制値について等
***	R02.03.12	***	新ごみ処理施設に係る公害防止基準について(通知) ※ 公害防止準備委員会から組合管理者宛てに公害防止基準とするべき数値等について検討した結果を報告

#### (2) 令和2年度

回	年月日	場所	内容
***	R02.04.10	扶桑町役場 町長応接室	扶桑町3区(小淵区・南山名区・山那区)と公害防止協定締結 <sup>(※1)</sup>
***	R02.04.16	江南市役所2階 第2会議室	江南市3区(中般若区・草井区・般若区)と公害防止協定締結 <sup>(※1)</sup>
第1回	R02.05.21	***	中止 <sup>(※2)</sup>
第2回	R02.10.14	名古屋市北名古屋工場	・視察 (委員17名、事務局2名出席)
第3回	R03.02.10	***	中止 <sup>(※2)</sup>

※1 令和元年度に新ごみ処理施設に係る排ガス等の自主規制値について協議し、この結果を踏まえて、令和2年4月に地元6地区と尾張北部環境組合で公害防止協定を締結した。

※2 新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため中止とした。

(3) 令和3年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R03.05.20	***	中止 <sup>(※1)</sup>
第2回	R03.10.28	江南市役所3階 第3委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について</li> <li>・新ごみ処理施設の概要について</li> <li>・施設建設後の交通量について</li> <li>・事業の進捗状況について</li> </ul>
第3回	R04.02.17	***	中止 <sup>(※1)</sup>

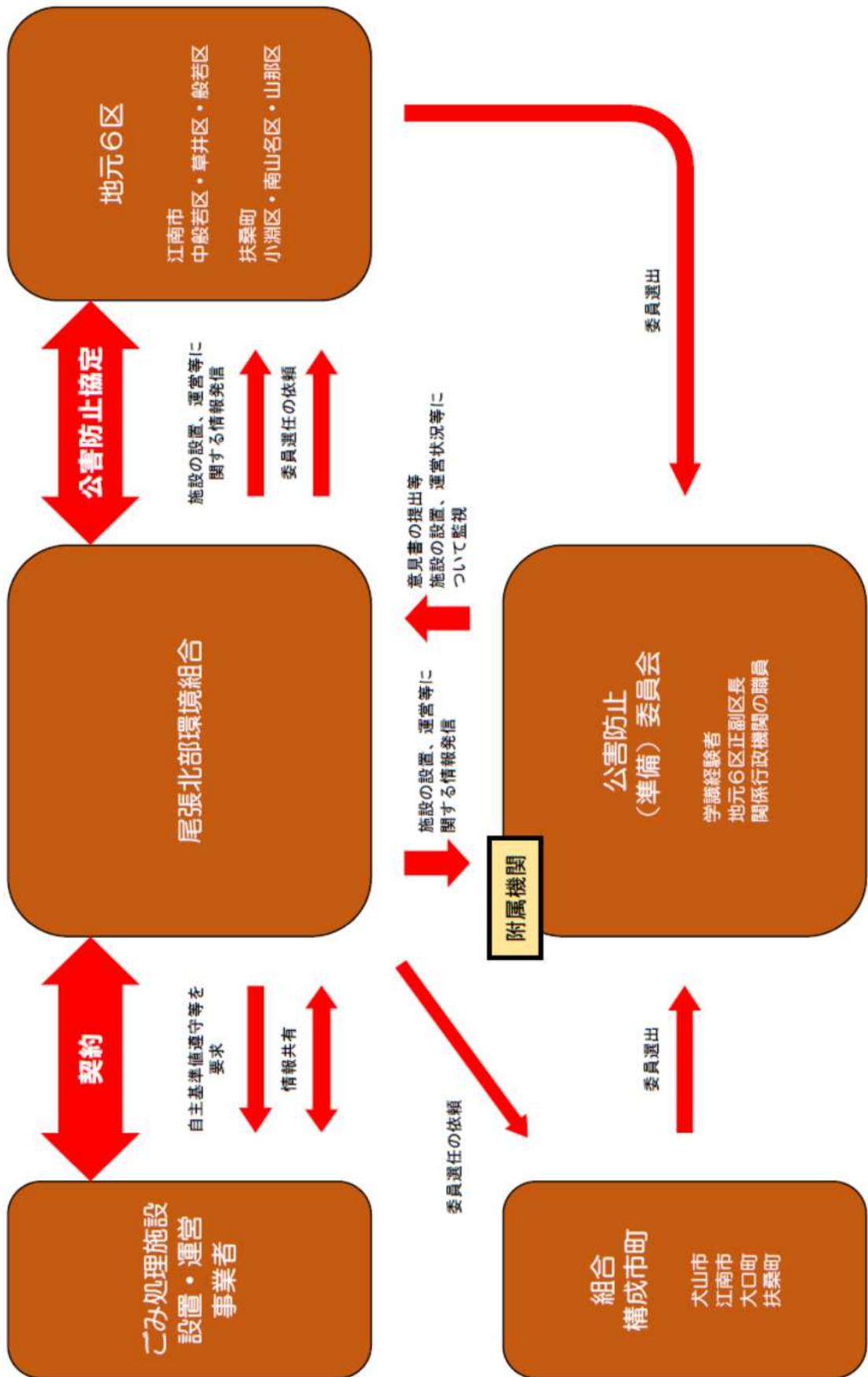
※1 新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため中止とした。

(3) 令和4年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R04.05.18	江南市役所3階 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について</li> <li>・新ごみ処理施設の概要について</li> <li>・これまでの経緯とスケジュール等について</li> <li>・他施設の視察について</li> </ul>
第2回	R04.11.02	桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 (委員14名、事務局4名出席)</li> </ul>
第3回	R05.02.21	江南市消防庁舎3階 講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の決定について</li> <li>・事業概要について</li> </ul>

4 関係組織の役割

関係組織の役割



## 公害防止協定書

尾張北部環境組合（以下「甲」という。）と江南市・扶桑町〇〇区（以下「乙」という。）は、甲が江南市中般若町北浦地内に設置する甲のごみ処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、次のとおり協定を締結する。

## （基本原則）

第1条 甲及び乙は、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

## （公害防止委員会）

第2条 この協定の誠実な履行を確保し、施設の操業に伴う公害の発生を未然に防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、公害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定めるとおりとする。

## （甲及び乙の責務）

第3条 甲は、施設の操業に伴う公害を防止する責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行するものとする。

2 乙は、乙の代表者を委員会の委員に選出するものとする。

## （相互協力）

第4条 甲及び乙は、公害の防止に関する測定及び調査・研究並びに地域住民の健康保護の施策に対し、誠意をもって協力するものとする。

## （組合構成市町の長の責務）

第5条 甲は、甲を構成する地方公共団体（以下「組合構成市町」という。）の長と連絡を密にして、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に万全を期するものとする。

(操業における遵守事項)

第6条 甲は、施設へ搬入されたごみの再資源化に努めるものとする。

- 2 甲は、施設に搬入されたごみをごみピット及びヤード以外に集積しないものとする。ただし、再資源化等のための一時積み置き等、正当な理由がある場合は、その限りでない。
- 3 甲は、施設について、その機能が十分に発揮できるよう、常に整備点検を行うものとする。
- 4 甲は、施設の操業にあたり、有害物質等の発生を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

(規制値の遵守)

第7条 甲は、施設の操業にあたっては、別表に掲げる各項目の自主規制値（以下「規制値」という。）を遵守するものとする。

- 2 甲は、前項の規制値を改定しようとするときは、その都度委員会において協議するものとする。
- 3 甲は、第1項の測定又は試料採取にあたり、乙が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(測定の実施等)

第8条 甲は、別表に掲げる各項目の測定を法律等で定める方法及び回数実施し、その結果を記録するとともに、委員会に報告するものとする。

(規制値を超えた場合の措置)

第9条 甲は、施設の操業に伴い第7条の規制値を超えた場合は、速やかにその原因となった施設の操業停止または操業短縮等を行い、規制値を遵守するために必要な対策を講じた上で再操業させるものとする。

- 2 甲は、前項の顛末について乙及び委員会に報告するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 甲は、乙から施設の管理及び運営状況、その他必要な事項に関し、資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が立ち入り調査を要求した場合は、施設の操業及び安全対策に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(事故時の措置)

第11条 甲は、環境に影響を及ぼし得る施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び委員会に報告し、施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。

(車両対策)

第12条 甲は、施設に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう組合構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃を必要に応じて行う。

(損害の賠償)

第13条 甲は、施設の操業に起因して発生した公害により地域住民に被害を与えたときは、直ちにその原因の解明に努めるとともに、その損害を賠償するものとする。

(問合せの対処)

第14条 甲は、乙から施設の操業に関し問合せがあった場合は、積極的に事実関係の調査を行い、誠意をもって対処するものとする。

(施設の変更)

第15条 甲は、施設の規模の変更を行う場合は、計画段階で乙と協議し、委員会の同意を得た後に行うものとする。

(公開の原則)

第16条 甲は、施設の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ委員会に報告する。

(違反時の措置)

第17条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置を取るよう求めることができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、施行の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲乙協議し、この協定に何らの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から向こう1年間更新したものとみなし、施設の閉鎖までは順次この例によるものとする。

附 則

この協定は、令和2年4月30日から施行する。

上記のとおり合意したので、これを証するために本書を3部作成し、甲、乙及び立会人で各1部を保有するものとする。

令和2年4月 日

甲 尾張北部環境組合 管理者 澤田 和 延

乙 江南市・扶桑町 ○○区 区長 ○ ○ ○ ○

立会人 江南市長・扶桑町長 ○ ○ ○ ○

別表（第7条関係）

1 排ガスの排出濃度

項目	自主規制値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下
窒素酸化物	25 ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下

2 騒音・振動（敷地境界）

項目	自主規制値
騒音	50 dB 以下
振動	55 dB 以下

3 臭気

項目	自主規制値
敷地境界	臭気指数13 以下
煙突等気体排出口	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値 以下
排出水	臭気指数27 以下

4 排水（合併浄化槽からの放流水）

項目	自主規制値
BOD BOD除去率	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 規制値以下